

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7859)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
コロナ禍における生活困窮者総合支援事業	69,923	68,819	1,104	27,264			42,659	
トータルコスト	83,713千円 (前年度 82,703千円) [正職員：1.4人 会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	生活困窮者への相談支援、委託契約締結・委託先との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】 市町村バックアップ事業 (8,456千円) 市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援 (養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等) を行う。 (関連する取組・支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県社協及び市町村社協の体制拡充に対する支援 (令和4年度12月補正予算) 県社協及び市町村社協が借入者のフォローを行うために必要となる今後13年間 (据置期間を含めた償還期間) の経費を補助する。 市町村の自立相談支援の機能強化・保護決定体制強化等に対する支援 (令和4年度12月補正予算 (繰越明許)) 新型コロナウイルスの影響等により生活に課題を抱える方 (生活困窮者等) への支援について、自立相談支援員、保護決定等に係る業務補助者の加配等を行う市町村に対して必要となる経費を支援する。 <p>【生活困窮者に対する支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業 (25,930千円 国3/4ほか) 県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業 (自立相談支援、住居確保給付金) 及び任意事業 (就労準備支援、家計改善支援、学習支援) を実施する。 ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業 (1,140千円 国1/2) 生活困窮の未然防止策として、ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。 見舞金 (26,350千円 単県) 県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。 低所得者等に係る中間的就労支援推進事業 (8,047千円 国1/2) 中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。 <参考> 中間的就労：さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う。 								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内市町村における生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築、関係する情報の収集・提供等のバックアップ支援を行うことにより、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等が円滑に実施できる支援体制の充実を図る。 <p>【生活困窮者に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的機会の提供等を併せて実施することにより、生活困窮者の自立を総合的に支援する。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）生活困窮者光熱費等支援事業	144,500	0	144,500	144,500				
トータルコスト	146,059千円（前年度0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ウクライナ危機や円安などの影響による物価高騰が継続していることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>電気代等の高騰が継続している状況を踏まえ、令和4年度9月補正予算で措置した、生活困窮者に対するエアコン等光熱費の助成を行う市町村への補助を継続実施し、切れ目のない生活支援対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：市町村が支給対象として認める世帯（生活保護受給世帯等）※17,000世帯を想定 ・補助率：1/2 ・1世帯当たり補助基準額：17千円（令和3年度からの電気料金上昇分5.5千円×3月分） <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対し、エアコン等光熱費に係る助成等、緊急的な支援を実施することにより当面の生活を維持するとともに、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等を推進する。 <p>（参考）物価高騰に対する支援（令和4年度補正予算）の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施市町村：全市町村 ・補助対象世帯数：16,239世帯 ・交付決定額：148,664千円 ※1世帯当たり補助基準額21千円（2.3千円×9月分） 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7158)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業	20,934	0	20,934				20,934	
トータルコスト	25,612千円 (前年度 0千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	審議会の開催、委託契約締結・委託先との連絡調整							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、必要な支援に関する施策を推進するため、施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置するとともに、孤独・孤立に悩む方の相談の入口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげること等により支援の充実を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業 [934千円]</p> <p>本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の構成 学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者 ・人 数 20人以内 ・開催回数 年4回程度を予定 <p>(2) 孤独・孤立に関する相談窓口設置事業 [20,000千円]</p> <p>「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」での意見も踏まえ、令和4年11月に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を運営する。</p> <p><窓口の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面相談 県内3か所の県立ハローワーク内に設置 (週2回開設) ・電話相談 年中無休 (平日：午前8時30分～午後5時15分、土日祝日：午前9時～午後5時15分) 								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置し、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の関連施策について調査審議・実施状況の検証を行うことにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 ・孤独・孤立に悩む方の相談の入口として「生活困りごと相談窓口」を設置することで、これまでどこに相談して良いか分からない、自分が住んでいる近所の相談窓口には相談しにくい等の理由で相談できていない方に対し、気軽に相談できる場を提供するとともに、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげること等により、相談者に寄り添った支援を行う。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7859)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業	31,750	0	31,750				31,750	
トータルコスト	33,309千円 (前年度 0千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

核家族化の進行や都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により、ヤングケアラーや産後鬱となる人の存在、老々介護、8050問題などにより、本人が望まない孤独を感じ又は孤立していることが大きな課題として認識されるようになり、その課題解決のため、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定し、様々な取組を進めているところである。

特に、複雑化・複合化した課題に対しては、従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、市町村が、属性を問わない包括的な支援体制を構築し創意工夫をもって円滑に実施することが求められており、県としてそれを支援するものである。

2 主な事業内容

包括的な支援体制については、住民に身近な市町村が主体となって実施することが重要であり、市町村がそうした支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」(※)について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援する。

※地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村が社会福祉法に基づき、属性や世代を問わない「相談支援」、既存制度の支援では対応できないニーズに対し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保等を行う「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業

【実施主体】市町村 (実施予定：鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町)

※八頭町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村は準備事業を実施予定 (国が直接補助)

【補助対象経費】重層的支援体制整備事業の実施に係る経費を支援

例) 福祉の様々な相談をワンストップで受け止める総合相談窓口の設置

・世帯訪問調査等のアウトリーチで把握した情報をもとに対象世帯をピックアップし、当該世帯への訪問等により、支援につなげるための信頼関係づくりを図る など

※主に人件費、事務費など

【負担割合】国1/2 (直接市町村へ)、県1/4 (参加支援等)、市町村1/4

重層的支援体制整備事業等に係る令和5年度事業費等見込額

(単位：千円)

区分	実施予定市町村	重層的支援体制整備事業				移行準備事業	計
		相談支援	地域づくりに向けた支援	参加支援等	小計		
重層的支援体制整備事業	鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町	953,000	344,000	127,000	1,424,000		1,424,000
移行準備事業	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村					77,700	77,700
事業費		953,000	344,000	127,000	1,424,000	77,700	1,501,700
財源	国	413,000	120,000	63,500	596,500	25,725	622,225
	県	179,000	81,000	(新) 31,750	291,750	-	291,750
	市町村	361,000	143,000	31,750	535,750	51,975	587,725

※ 国の「令和5年度 重層的支援体制整備事業の実施に関する所要見込額等調べ(令和4年10月実施)」に対する各市町村の報告額をもとに算出

3 事業目標・取組状況・改善点

・従来の行政の属性や課題に応じた縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない複雑化・複合化した課題に対応するため、県内全市町村において、地域住民による支え合いの取組も活用した包括的な支援体制を整備する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県再犯防止推進事業	30,428	29,655	773	22,543			7,885	
トータルコスト	34,327千円 (前年度 33,598千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	再犯防止推進会議の運営、支援対象者への支援、新たな相談支援体制の構築にかかる検討、市町村に対する研修会開催等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるように取り組むことで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。

2 主な事業内容

(1) 再犯防止推進協議会の開催 (年2回程度) 272千円

ア 構成者 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等

イ 内容 令和5年4月頃策定予定の第2期鳥取県再犯防止推進計画を踏まえて、相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等を行う。

(2) 鳥取県地域生活定着支援センターの運営 29,865千円

区分	入口支援	出口支援
運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター	
職員	相談支援員4名、事務職員1名	
対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・料を受けた者等のうち、福祉的な支援が必要な者	刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者
支援内容	1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備 (コーディネート) 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築 (ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催) ・情報発信 (地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催)	1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備 (コーディネート) 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築 (ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催) ・情報発信 (地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催)

(3) (新規) 高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築 233千円

支援の届きにくい地域生活定着支援センターの支援対象外の者や満期釈放者、その家族等向けの相談体制の構築に向けて、関係者による検討会を行う。

(4) 市町村に対する再犯防止推進支援事業 58千円

市町村担当者等対象の研修会、市町村等関係者・県との連携会議を行う。

3 事業目標・取組状況・改善点

・犯罪・非行をした者を適切に福祉的支援へとつなげるとともに、地域社会で孤立しないよう、地域における支援体制を構築する。また、刑法犯検挙者中の再犯者率を令和4年度末までに20%にする (※第2期計画では新たな指標を設定予定)。

(参考) 鳥取県の再犯者率 H29: 31.8% H30: 30.8% R1: 28.0% R2: 25.6% R3: 28.3%

社会生活自立支援センターが支援した者の再犯者率 R1: 3.0% (1/33人) R2: 3.8% (1/26人)

・平成30年4月1日に再犯の防止等に関する法律に基づく「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、第2期計画を令和5年4月頃に策定予定。

・鳥取県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所者や被疑者・被告人等で福祉的支援が必要な者 (依頼先からの相談案件) について、福祉サービスへのつなぎを実施している。(令和3年度特別調整実施人数: 9名)

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	8,226	8,034	192	4,254			3,972	
トータルコスト	16,023千円（前年度 15,920千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	制度周知、委託契約締結・委託先との連絡調整、市町村訪問、普及啓発・研修開催							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村において福祉の包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域住民同士の支え合いの取組との協働などの地域力強化に向けたバックアップ支援を行う。また、現場における実践をサポートするための人材育成等を行う。</p> <p>(1) 市町村バックアップ事業 [1,414千円] 包括的支援体制整備推進員（1名）を配置し、市町村の包括的支援体制整備や地域づくり等の取組を支援する。</p> <p>(2) 世帯訪問調査等支援事業 [2,550千円] 町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等について、その経費を支援する。</p> <p>(3) 包括的支援体制の実践サポート事業 [745千円] 包括的支援体制を整え運用する先進的市町村に対し、専門家等（市町村職員、コミュニティソーシャルワーカー、ひきこもり支援、権利擁護等の実践者）の推進チームを派遣し、相談体制を動かすノウハウや市町村の抱える具体的課題に対して、実践的サポートを行う。</p> <p>(4) 包括的支援体制のための基盤整備支援 [3,517千円] 県全体の推進を図るため、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした研修会の開催、住民に対するセミナー等を開催する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した従来の行政の属性や課題に応じた縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村における地域住民による見守りや支え合いの取組も活用した包括的な支援体制の整備、充実に支援する。 ・包括的な支援体制整備の取組が拡大するよう、各市町村の実情に応じた取組にかかる個別支援と広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等による取組促進の後押しを行う。 ・包括的支援体制整備推進員、専門家等の推進チームを配置し、市町村の体制構築への助言等を実施しているほか、包括的支援体制整備に係る意識醸成を図るため、令和2年度に市町村長、市町村社協会長等を対象としたトップセミナーを開催したほか、令和3年度からは担当者向け研修会や住民向けセミナー等を開催している。 ・研修実施にあたり関係者の意見を聴取して反映させるとともに、世帯訪問調査等への支援については、課題を抱える世帯を把握し支援することを目的に実施する事業を幅広く対象とし、取組の促進を図っている。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害時における福祉支援機能強化事業	24,373	19,122	5,251	5,750			18,623	
トータルコスト	26,712千円 (前年度 21,488千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	災害時派遣福祉チームの登録予定者・登録者等への研修、登録事務等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム (DWAT) を派遣するため、研修、訓練、所属施設のBCP作成支援等により要員の確保と連携の強化を図る。また、市町村社協が災害時に設置する災害ボランティアセンターについて、運営スタッフの養成等の支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 事業費 6,611千円

区分	内容	
1. DWATの組成と研修	(1) 登録の管理	研修終了後の申請受付・登録手続き、登録者 (先遣隊、チーム員 138人) の状況調査等。
	(2) 意見交換会の開催	県と災害時の協定を締結している専門職団体や事業主団体と意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。(年2回程度)
	(3) 基礎研修	チーム員として最低限必要な法制度や現場での経験を伝え、DWATへの登録希望者を募る。(年2回実施、講師による座学中心)
	(4) スキルアップ研修 (拡充)	派遣チームのリーダーの候補者に、研修を行う。(年1回の実施→年1回×3地区で実施)
	(5) コーディネーター研修	派遣調整や事務作業を行う事務局員と、現地に先乗りして関係者との調整や支援の必要性を見極める先遣隊の要員を養成する研修を行う。(年1回実施)
	(6) 実働訓練 (拡充)	市町村の総合防災訓練に参加して、より実践的な研修を行うとともに、DWATの知名度向上を図る。(年1回の実施→複数回実施)
	(7) 活動資機材の整備 (新規)	災害時に活用する資機材を整備する。発災時にSNS (face book) を用いて登録者の意向を確認するため、携帯電話 (スマホ) を2台整備する。
	(8) BCP策定フォローアップ事業 (組替)	災害時の業務継続計画 (BCP) の策定を支援した法人に、継続的な支援を行う。モデルとして2施設でBCPを作成し、報告会を開催する。
	(9) 災害時派遣調整等	災害時の派遣調整、その他センター管理業務 (1/4がDWAT分で福祉保健部が要求、3/4は災害ケースマネジメント分で危機管理局が要求)
2. 災害ボランティア	(1) 関係機関連絡会の開催	ボランティア関係団体、地域活動団体などと意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。(年2回程度)
	(2) 災害ボランティアセンター運営者研修の実施 (拡充)	災害時に市町村社協が設置して、ボランティア受入希望や実施希望者を受け付けて調整する災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を、地域住民・団体会員等を対象に行う。(年1回→複数回に拡充)
	(3) センター運営の支援 (新規)	市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時におけるボランティアセンターの立上げについて指導・助言する。
	(4) 災害ボランティアセンターICT導入研究	災害時のボランティア希望者受付・配置を効率化・非接触化するためにICTを導入するための検討を行う。(令和5年度検討、令和6年度導入予定)
県執行分 (消耗品費、役務費 (保険料)、使用料及び賃借料)		

(2) 人件費 17,762千円

※国庫は定額補助

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・災害発生時に県内及び県外の被災地で不足する福祉人材を派遣できるように体制構築を行う。
- ・まだ実働経験がないため、より実践的な研修や訓練を行い、活動の実効性を確保していく。
- ・活動に協力いただく法人の体制整備を支援して、登録するチーム員の増加を図る。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課 (内線：7201)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	21,214	21,211	3	3,655			17,559	
トータルコスト	24,333千円 (前年度 24,365千円) [正職員：0.4人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービスの利用促進等を図っていく。

2 主な事業内容

(単位：千円)

対象	細事業名	事業内容	予算額
障がい全般	障がい者 ICT サポート総合推進事業 (国 1/2)	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。 ・当事者、家族、支援者を対象としたICT関連の相談対応、デジタルデバイス活用の個別支援、機器の貸し出し ・技術支援等ボランティアの派遣、広報 (ネットへの接続方法、ネットによる情報収集・コミュニケーション、アプリの活用方法など基本的なことから支援) ・視覚障がい者支援スタッフスキルアップ研修の実施	7,011
	信号機への高度化PICS導入事業	専用アプリを入れた視覚障がい者等のスマートフォン等に対して、歩行者信号機の表示を音声で知らせるための装置 (高度化PICSを信号に装着する (県内2箇所予定))。	(8,021) ※警察本部事業
視覚障がい	視覚障がい者情報アクセス向上事業 (単県・国 1/2)	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援するとともに、ICT機器の基本操作や補助機能を学ぶ講座の開催を通じて、見えない・見えにくい人の情報アクセス向上と読書環境の拡充を図る。	5,000
	同行援護従事者確保推進事業 (単県)	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。 ・同行援護従事者募集広報、人材育成 (研修受講奨励金)	5,000
聴覚障がい	電話リレーサービス加入促進事業	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービスの「地域登録」制度を活用し、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。	1,323
	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業 (単県)	・レククリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。 ・端末を活用し、ソフトバンク (株) が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,880
	聞こえない・聞こえにくい子のサポートセンター設置事業 (国 10/10)	聞こえない・聞こえにくい子とその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、早期から切れ目のない支援を行う。	(21,501) ※子ども発達支援課事業
合 計			21,214

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・法制定を受け、国においても情報アクセシビリティの一層の促進が図られることを踏まえ、そのモデル県を目指した取組を進めていく。
- ・これまで、全国で初めて手話言語条例を制定し普及を図るほか、聴覚障がい者センター、盲ろう者支援センター、視覚障がい者支援センター、ロービジョン相談窓口の設置、失語症者支援センターなど支援拠点づくりと、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に基づく読書環境の拡充など、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進に取り組んできた。
- ・また、令和4年5月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立したが、同法の成立前から、関係団体等の意見を踏まえ、情報アクセシビリティ向上に資する取組を実施してきた。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7678)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県立バリアフリー美術館発展事業	12,875	0	12,875				12,875	
トータルコスト	14,434千円 (前年度 0千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、関係団体との連絡調整業務							
工程表の政策内容	障がい者の芸術・文化活動の振興							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして整理し、そのデジタルデータを使って、何時でも・何処でも・誰でも障がい者アートを鑑賞することが出来る「鳥取県立バリアフリー美術館」を創立したことから、引き続きデジタルアーカイブの充実を図るとともに、情報アクセシビリティの理解促進に向けて、デジタルデータを使った企画展及びワークショップを行う。

<鳥取県立バリアフリー美術館について>

○最大110点(常設展示55点、企画展示55点)のデジタル化(3Dを含む)した障がいのある人の優れたアート作品を展示

- ・常設展示では、福祉施設や個人を訪問調査して発掘した優れたアート作品を展示
- ・企画展示では、あいサポート・アートとっとり展の入賞作品展などを開催

○バリアフリー機能として、作品解説の音声読み上げや手話翻訳、背景の色調補正機能などを実装

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
デジタルアーカイブ作品の調査、選定	県内の障がいがある方たちの優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開をする。	4,134
デジタル美術館の企画展開催	常設展示の展示替(年1回)及び企画展(年2回)を実施する。	4,671
デジタル美術館を使ったワークショップ	企画展の開催にあわせ、音声・手話による作品解説や自動鑑賞モードなどのバリアフリー機能とインターネットの利点を活かしたイベント(例：全国各地の様々な障がいのあるアーティストによるオンラインギャラリートーク、障がい種別によるオンラインギャラリートツアーなど)を開催する。	2,750
デジタル美術館等保守管理	デジタル美術館及びデジタルアーカイブで使用するサーバーの材料及び管理料	1,320
合計		12,875

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない人たちなど、誰でも、何処でも障がい者の芸術・文化作品を気軽に楽しむ環境を整備し、障がい者の芸術・文化活動の理解を深め更なる推進を図る。

目標値：バーチャルミュージアム閲覧者数…10,000人/年

- ・デジタル田園都市構想の一環として、鳥取県立バリアフリー美術館を創立した。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7682)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話言語条例制定10周年・第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園記念事業	31,977	25,130	6,847				31,977	
トータルコスト	42,648千円 (前年度 35,860千円) [正職員：1.0人 会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和5年度に第10回目を迎える全国高校生手話パフォーマンス甲子園について、全国に先駆けて鳥取県が制定した手話言語条例が制定10周年を迎えることを併せて記念し、「鳥取県手話言語条例制定10周年記念 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」として開催する。手話言語への理解と普及促進、共生社会の実現等を図るため「多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらう」ことを目的とした本大会を“手話の聖地”鳥取県で開催し、今後の手話言語の更なる認知度及び普及率の向上につなげる事業とする。

2 主な事業内容

鳥取県手話言語条例制定10周年記念 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

(1) 主催・共催等

- ア 主催：手話パフォーマンス甲子園実行委員会
- イ 共催：鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- ウ 特別協賛：日本財団

(2) 大会の実施概要 (令和5年秋に鳥取市内で開催予定)

- ア 参加資格：高等学校・特別支援学校高等部等に在籍する生徒
- イ 演技及びエントリ内容：手話言語を使った歌唱・ダンス・演劇・ポエム・コントなどのパフォーマンス等
- ウ 本大会出場チーム：予選審査を通過した15チーム (個人含む)
- エ 審査方法

(ア) 予選審査会：動画審査により審査する。

(イ) 本大会：手話言語の正確性・分かりやすさと演出力・パフォーマンス度の観点から採点する。

オ 交流会の開催：本大会前日に、出場チーム、出演者、来賓等が参加する交流会を開催する。

カ 大会記録テレビ番組放送：大会での選手の様子・パフォーマンスをダイジェスト版にした番組制作・放送を行う。

キ (新)小中高校生による手話ダンスのパフォーマンス (教育委員会特別支援教育課と連携)：県内の小中高校生が出演する手話ダンス動画の制作・公開を行うことで、若年層へ手話言語の普及推進を図るとともに、そのダンスを手話パフォーマンス甲子園で披露する。

項目	予算額 (前年度予算額)	内容
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	20,552千円 (15,130千円)	○大会開催に要する経費 (日本財団助成額を除く経費) ○(拡)新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策経費 ○(新)高校生向け大会PRホームページ新規立上げ経費 ○(新)若年層への手話言語普及推進動画制作費
奉迎対策費	11,425千円 (10,000千円)	○関係機関との協議や奉迎に要する経費 (御視察経費等)
合計	31,977千円 (25,130千円)	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話言語を身近に感じてもらうとともに、「きこえない人」と「きこえる人」の交流の推進及び地域の活性化に寄与する。
- ・全国で初めてとなる手話言語条例を制定した翌年の平成26年11月に、第1回全国高校生手話パフォーマンス甲子園を鳥取市で開催して以降、毎年大会を開催している。令和4年度の第9回大会は3年ぶりの現地開催を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、一般入場をとりやめたものの、ライブ配信では18,000回 (令和3年度11,000回) を超える視聴があり、更なる新たな視聴者層を獲得できた。
- ・本大会出場チームには、地元のイベントに呼ばれ、手話を使ったパフォーマンスを披露するところが生まれる等、大会を通じた手話言語の認知度向上の波及効果も表れている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7675）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	12,964	15,464	△2,500				12,964	
トータルコスト	19,202千円（前年度 21,773千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	委託契約等業務、関係先との連絡調整・協議等							
工程表の政策内容	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正（令和3年6月4日公布）され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。

※「合理的配慮の提供」について

行政機関や事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（バリア）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することが求められているもの。

2 主な事業内容

（単位：千円）

内 容	予算額
(1) 障がい者差別解消に向けた体制整備 事業者における障がい者差別解消に向けた体制整備が図られるよう、あいサポート運動に取り組む企業・団体の拡大を推進するための取組を実施する。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費を助成 〔補助上限額〕1件30万円 〔補助率〕2/3 ※あいサポート企業・団体の場合、少額の場合は補助対象経費の10/10（上限5万円）	9,846
(2) 合理的配慮の提供及びあいサポート運動の普及啓発 県民への合理的配慮の周知やあいサポート運動の更なる推進を図るとともに、県外におけるあいサポート運動の機運を高めるため、SNS広告等を通じた情報発信を実施する。	1,540
(3) 障害者差別解消法の理解促進 関係団体等と事例共有等を行う「障がい者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした障害者差別解消法やあいサポート精神の理解を深める研修を実施する（研修会の一部はオンラインにより実施）。	1,578
合 計	12,964

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・令和4年度に配置したあいサポート企業拡大推進員の活動により、県内のあいサポート企業・団体の認定数は大幅に増えたが（県内のあいサポート企業・団体の認定数：令和2年度 43件、令和3年度 20件⇒令和4年度（10月末）96件）、一層の啓発を行い、あいサポート企業・団体の更なる認定拡大を図る。
- ・県内の民間事業者等を対象に障害者差別解消法の研修会を開催するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を実施し、事例の共有や障がい者差別を解消するための対策を協議している。また、「障がい者差別解消相談支援センター」を県内3か所に設置し、障がいを理由とする差別解消に対応する相談支援体制を整備しており、より一層の周知を進めていく。

[令和4年11月末現在の状況]

○あいサポーター数：614,297人（うち県内82,257人、県外532,040人）

○あいサポート企業・団体数：2,479企業・団体数（うち県内566企業・団体、県外1,913企業・団体）

※県外のあいサポーター数等は、連携してあいサポート運動を実施している8県16市6町の合計数。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課 (内線: 7866)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																				
強度行動障がい者支援体制総合強化事業	23,800	30,786	△6,986				23,800																																				
トータルコスト	24,580千円 (前年度 34,729千円) [正職員: 0.1人]																																										
主な業務内容	補助金交付事務																																										
工程表の政策内容	-																																										
事業内容の説明																																											
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>強度行動障がい者の受け入れ先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の補助を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供を受ける場合の事業者負担の軽減を図る。</p>																																											
<p>2 主な事業内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細事業名</th> <th>事業内容</th> <th>対象サービス</th> <th>補助内容等</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度行動障がい者利用施設基盤整備事業</td> <td>強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備 (突起物の除去や壁・窓の構造強化など) や、備品購入に要する経費の補助を行う。</td> <td>障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護 療養介護</td> <td>受入れを行う強度行動障がい児者1人 (居室) につき、1,500千円を支援</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>(統合) 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業</td> <td>強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</td> <td>障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護</td> <td>障害者支援施設 一人当たり 240千円/月 共同生活援助 一人当たり 226~356千円/月 短期入所 一人当たり 7~17千円/日 生活介護 一人当たり 2千円/日</td> <td>6,582</td> </tr> <tr> <td>強度行動障がい者体験利用等促進事業</td> <td>障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。</td> <td>短期入所 生活介護等</td> <td>市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>在宅強度行動障がい者支援体制強化事業</td> <td>在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。</td> <td>居宅介護 重度訪問介護 行動援護</td> <td>【重度加算】基本報酬に15%を乗じた金額を補助 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円を補助 【通院等加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円を補助</td> <td>8,184</td> </tr> <tr> <td>(統合) 在宅強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業</td> <td>令和2年度から3か年にわたり実施してきた、強度行動障がい者の在宅生活の環境を整えることで、行動障がいの緩和を図り、その後の支援につなげる施策の有効性を検証したモデル事業のアフターフォローと今後の展開の検討等を行う。</td> <td>-</td> <td>・令和4年度以前に支援を開始している対象者のアフターフォロー ・今後の支援スキーム検討会の開催 ・市町村等へのモデル事業の結果報告会の開催</td> <td>3,534</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td>23,800</td> </tr> </tbody> </table>									細事業名	事業内容	対象サービス	補助内容等	予算額	強度行動障がい者利用施設基盤整備事業	強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備 (突起物の除去や壁・窓の構造強化など) や、備品購入に要する経費の補助を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護 療養介護	受入れを行う強度行動障がい児者1人 (居室) につき、1,500千円を支援	4,500	(統合) 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護	障害者支援施設 一人当たり 240千円/月 共同生活援助 一人当たり 226~356千円/月 短期入所 一人当たり 7~17千円/日 生活介護 一人当たり 2千円/日	6,582	強度行動障がい者体験利用等促進事業	障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。	短期入所 生活介護等	市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助	1,000	在宅強度行動障がい者支援体制強化事業	在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	【重度加算】基本報酬に15%を乗じた金額を補助 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円を補助 【通院等加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円を補助	8,184	(統合) 在宅強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業	令和2年度から3か年にわたり実施してきた、強度行動障がい者の在宅生活の環境を整えることで、行動障がいの緩和を図り、その後の支援につなげる施策の有効性を検証したモデル事業のアフターフォローと今後の展開の検討等を行う。	-	・令和4年度以前に支援を開始している対象者のアフターフォロー ・今後の支援スキーム検討会の開催 ・市町村等へのモデル事業の結果報告会の開催	3,534	合 計				23,800
細事業名	事業内容	対象サービス	補助内容等	予算額																																							
強度行動障がい者利用施設基盤整備事業	強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備 (突起物の除去や壁・窓の構造強化など) や、備品購入に要する経費の補助を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護 療養介護	受入れを行う強度行動障がい児者1人 (居室) につき、1,500千円を支援	4,500																																							
(統合) 鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1:1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護	障害者支援施設 一人当たり 240千円/月 共同生活援助 一人当たり 226~356千円/月 短期入所 一人当たり 7~17千円/日 生活介護 一人当たり 2千円/日	6,582																																							
強度行動障がい者体験利用等促進事業	障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。	短期入所 生活介護等	市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助	1,000																																							
在宅強度行動障がい者支援体制強化事業	在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	【重度加算】基本報酬に15%を乗じた金額を補助 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円を補助 【通院等加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円を補助	8,184																																							
(統合) 在宅強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業	令和2年度から3か年にわたり実施してきた、強度行動障がい者の在宅生活の環境を整えることで、行動障がいの緩和を図り、その後の支援につなげる施策の有効性を検証したモデル事業のアフターフォローと今後の展開の検討等を行う。	-	・令和4年度以前に支援を開始している対象者のアフターフォロー ・今後の支援スキーム検討会の開催 ・市町村等へのモデル事業の結果報告会の開催	3,534																																							
合 計				23,800																																							
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 強度行動障がい児者の支援の受け皿拡大と、当事者とご家族の生活を守るための広域的な支援体制の維持を目指して、強度行動障がい児者の特性に応じた施設の改良等を行う際の支援制度を創設するほか、積極的なサービス提供を促す独自の加算制度を創設し、在宅生活を支える訪問系サービスやレスパイトとなる短期入所の充実を図っていく。 このような取組を進めてきているものの、支援の困難さから、強度行動障がい者の受け入れ先はなお不足している状況にあり、行動障がいのある支援対象者の早期からの支援や専門人材の育成を通じて、行動障がいの軽減を図るとともに、保護者の負担・不安軽減のため、更なる支援の受け皿の確保や地域生活が可能な者の地域移行を進める必要がある。 																																											

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7889)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	32,926	30,917	2,009	16,235			16,691	
トータルコスト	38,384千円 (前年度 35,649千円) [正職員：0.7人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託先との連絡調整等							
工程表の政策内容	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特性に応じた支援を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 ○特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し、以下の支援を実施する。(32,470千円 国1/2、県1/2) (1) 総合相談窓口機能の充実、事業所情報収集・分析及び対応策の検討 事業所からの相談等に対応する総合相談窓口機能を整え、コーディネーターによる相談・助言や専門機関と連携した支援等を行う。また、事業所情報の収集・分析、対応策の検討等を行う。 (2) 第3期工賃向上計画に沿った支援 各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等を行うとともに専門家（商品開発、事業経営等）を派遣するなど、事業所の特性に応じた支援を行う。 ア 自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所 商品開発・販路拡大支援、売上・原価計算等の計数管理支援 等 イ 共同作業場等の施設外就労及び高単価作業受託により工賃向上を目指す事業所 企業等からの受注作業の斡旋・調整、作業受託の環境作り支援、共同作業場・施設外就労促進の体制作り支援 等 ウ その他の事業所（経営基盤の安定支援） 運営面に課題のある小規模事業所等を対象とした研修会の実施、利用者の特性に応じた作業のマッチング 等 (3) 就労支援における「人づくり」プログラムの実施 事業所職員の経験年数や職位等に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。 (4) 共同受注窓口機能の強化 民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図るとともに、企業等との連携事業（共同開発、共同販売イベント等）の企画・実施や情報発信等を行う。 (5) 事業所間ネットワーク会議等の開催 事業所間のネットワーク等を形成し、情報交換会や事例報告会、研修会等を通じて、工賃向上に向けた取組の推進や相互に学び合える仕組みづくりを図る。</p> <p>○第4期鳥取県工賃3倍計画検討委員会（456千円 県10/10） 就労継続支援事業所等で働く障がいのある人の賃金（工賃）を向上することにより、就労に対する意欲や価値観を高め、地域で自立して充実した生活を営むことができるよう、現行計画（平成30年度～令和5年度）の見直しを検討する。（委員会：年3回）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・各事業所の特性等に応じた支援を行い、工賃3倍計画の達成を目指す。 ・各事業所の特性等に応じ、工賃3倍計画に定める目標工賃月額（33,000円）の達成を目指した工賃向上の取組により、令和3年度の平均工賃は19,797円と過去最高を記録し（前年度比594円増）、また、工賃支払総額は、4年連続で6億円を超え、前年度から約2千万円増加し過去最高となった。</p> <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p>								
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕							
職員数	11名（総合相談・事業コーディネート、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）							
事務局	（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福県民福祉局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）							

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課 (内線: 7201)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	99,814	96,007	3,807	35,108		(雑入) 20,403	44,303	
トータルコスト	106,052千円 (前年度 102,316千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 手話の普及 (4,962千円) (単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
(括) ミニ手話講座、難聴者等向け手話学習会、筆談セミナーの開催 (単県)	2時間/回程度のミニ手話講座、筆談セミナーを県内各所で開催するとともに、新たに難聴者等向け手話講座を開催する。							3,497
手話サークルへの補助 (単県)	手話サークル活動を推進するための補助金の交付							600
手話啓発イベント、聴覚障がい者福祉研修会への補助 (単県)	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント及び、聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金の交付							865
② 手話を使いやすい環境整備事業 (93,827千円) (単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
遠隔手話通訳サービス (国1/2)	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。							4,569
音声文字変換システム (単県)	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。							885
手話通訳士試験受験料の補助 (単県)	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料を支援する。							110
手話通訳者トレーナー (国1/2、鳥取市負担金)	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。							7,465
手話通訳者設置・派遣 (国1/2、鳥取市負担金)	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。							32,200
手話通訳者養成研修等 (国1/2、鳥取市負担金)	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。							10,955
手話通訳者指導者養成研修への派遣 (国1/2、鳥取市負担金)	手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。							1,253
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策 (単県)	手話通訳者等の頸肩腕障がい予防のための講習会の開催及び健康診断を実施する。							1,635
鳥取県手話施策推進協議会 (単県)	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費							372
とっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助 (単県)	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金の交付							100
聴覚障がい者相談員設置事業 (国1/2)	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。							34,183
手話通訳者等派遣費の補助 (単県)	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金の交付							100
③ コミュニケーション支援事業 (1,025千円) (単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援 (単県)	障がい者と地域住民とが交流できるサロン設置を通じて、交流の機会を提供する取組に対する補助金の交付							500
難聴者等向けコミュニケーション学習会開催に対する支援 (単県)	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等開催に対する補助金の交付							425
(新) 第30回中国地区合同手話研修会開催費補助金 (単県)	中国地区手話サークル連絡協議会・全国手話通訳問題研究会中国ブロックが主催する「第30回中国地区合同手話研修会」開催に対する補助金の交付							100
3 事業目標・取組状況・改善点								
・上記の取組により手話や聴覚障害に対する理解が広がってきており、これを着実に前進させていくため、関係団体等と連携しながら取組を継続していく。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7177）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
デジタルを活用した認知症予防啓発事業	12,915	16,029	△3,114	8,115			4,800	

トータルコスト 16,034千円（前年度19,183千円）〔正職員：0.4人〕

主な業務内容 委託契約締結、支払事務、情報発信、教室運営

工程表の政策内容 認知症施策の推進（「とっとり方式認知症予防プログラム」の普及を含む）

事業内容の説明 【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

認知症は早い時期から発症リスク因子を減少させることで、発症の遅延や進行の抑制の可能性があることがわかってきていることから、ICTも導入しながら認知症に関する啓発・情報発信の強化、予防教室の拡充など、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて早期からリスクを減少させる予防の実践が可能となるような環境を構築していく。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
ICTを活用した認知症予防教室 （国1/2、県1/2）	感染症や気候により外出や参集が難しい状況や、地域の活動状況などに左右されず、高齢者がライフスタイルに合わせて自宅から認知症予防教室に参加できるよう、ICTを活用したライブ、オンデマンドによる認知症予防教室を実施する。	7,610
SNSを活用したプッシュ型情報発信 （国1/2、県1/2）	認知症に関連する情報をスマートフォン等にプッシュ型で直接配信したり、利用者に合わせた情報が配信される機能を活用するなど、効果的な情報発信を実施する。	1,990
（拡充）ハイブリッド型「とっとり方式認知症予防プログラム」教室立上げ支援（国10/10）	老人クラブと連携して「とっとり方式認知症予防プログラム」集合型教室の普及研修会を開催するとともに、令和5年度からはオンラインでも教室開催可能となるよう ZOOM 活用教室を各圏域で開催し、集合型教室の良いところ+オンライン⇒ハイブリッド型の「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を普及することで、with コロナにおける効果的・安定的な認知症予防教室を実施する。 （委託先）鳥取県老人クラブ連合会	3,315
合 計		12,915

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・認知症について啓発・情報発信するとともに、多くの方が認知症リスク低減に繋がる活動を実践できる仕組みを構築することで、高齢者がライフスタイルに合わせて予防の実践が可能となるような環境づくりを推進する。
- ・市町村に対し「とっとり方式認知症予防プログラム」の導入を進めている（令和4年12月現在、10市町村導入）。また、社会福祉協議会や、老人クラブ連合会と連携した研修会を開催した（令和2年度：7回、令和3年度：5回）。
その他、県ホームページでの動画公開、市町村CATVでの放映、図書館での企画展示など啓発を実施した。
- ・老人クラブ連合会と連携したスマホ教室を開催した（令和3年度：各圏域3回、計9回、令和4年度は13回予定）。
- ・「とっとり方式認知症予防プログラム」教室は、市町村及び老人クラブ等の民間団体含めて全市町村で取組が始まっている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子ども発達支援課 (内線: 7865)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児者在宅生活支援事業	10,722	10,555	167				10,722	
トータルコスト	13,061千円 (前年度 14,498千円) [正職員: 0.3人]							
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。

2 主な事業内容

事業名	負担割合
① 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業	県 1/2、市町村 1/2
② 家庭外看護師派遣支援事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
③ エアーマットレスレンタル助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
④ (拡充) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 (長時間派遣利用の加算)	県 1/2、市町村 1/2
⑤ 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業	県 1/2、市町村 1/2
⑥ 重度障がい児者地域移行等推進事業	県 1/2、市町村 0~1/2、事業所 0~1/2
⑦ 入院時付添依頼助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
⑧ 家庭内排痰補助装置助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
⑨ (拡充) 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 (カチューシャ型骨伝導補聴器・軟骨伝導補聴器、乾燥機の購入補助を追加)	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスに対し補助を行うことにより、障がい児者の在宅生活の支援を図る。
- ・障がい児者在宅生活支援事業の実施状況
 - 平成30年度: 14市町村で延べ29事業
 - 令和1年度: 13市町村で延べ33事業
 - 令和2年度: 14市町村で延べ28事業
 - 令和3年度: 13市町村で延べ29事業

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課 (内線: 7865)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がい者支援体制整備事業	5,359	4,634	725	2,598			2,761	

トータルコスト 12,132千円 (前年度 11,421千円) [正職員: 0.5人、会計年度任用職員: 1.0人]

主な業務内容 検討委員会の開催、ペアレントメンター相談活動の推進、人材育成等

工程表の政策内容 発達障がい児者(疑いのある児者を含む)やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備を進める

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発達障がい児者及び家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。また、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

事業名	予算額	事業内容
①鳥取県発達障がい支援地域協議会(国1/2)	130	発達障がい児者支援体制の整備、円滑な実施のための検討を行う。
②ペアレントメンターに係る家族支援事業(国1/2)	3,500	ペアレントメンター(よき相談相手である先輩保護者)の活用を進め、発達障がい児者の家族支援体制整備の強化を図る。 ・活動スキルの維持及び情報交換等を目的としたフォローアップ研修を開催する。 ・活動状況を把握し相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける判断や適切な情報提供等を行うコーディネーターを配置する。 ・新たなペアレントメンターを追加で養成し、安心して子育てができるためのペアレントメンターの活動を展開する。
③ペアレント・トレーニング普及推進事業(国1/2)	216	ペアレント・トレーニング講習会の実施によって、療育施設や各市町村、児童相談所等でのペアレント・トレーニングの実施を推進する。
④発達障がい者相談支援人材養成事業(国1/2)	191	相談支援機関職員、市町村保健師、教員等を対象に、思春期から青年期の発達障がい児者の相談支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施する。
⑤発達障がい者地域支援マネージャー配置事業(国1/2)	1,162	発達障がい者支援センター『エール』の地域支援機能の強化を図るため、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、ネットワークの構築、市町村への後方支援、アセスメントツールの導入を促進する。
⑥ペアレントメンター相談事業(単県)	160	ペアレントメンター活動の促進を図るため、ペアレントメンターを登録し、相談活動等を実施する団体に活動経費を補助する。 (補助率: 10/10)
⑦発達障がい情報発信強化事業	標準事務費対応	国連が定める世界自閉症啓発デー(4月2日)及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間(4月2日～8日)を広く県民にPRする。
合計	5,359	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した支援体制の確立を目指す。
- ・身近な相談の場におけるペアレントメンターを活用したピアサポートや、高度な相談に対応するペアレントメンターのスキルアップの向上が求められている。また、増加する発達障害児者の相談に対応できる体制を保持するため、令和5年度は、ペアレントメンターを追加で養成する。
- ・全市町村でペアレント・トレーニングに取り組めるよう、未実施市町村に対して受講を促していく。
- ・令和3年度までの実績
 ペアレントメンター数 平成30年度: 58人、令和元年度～令和3年度: 70人
 ペアレント・トレーニングファシリテーター養成数
 平成30年度: 59人、令和元年度: 34人、令和2年度: 20人、令和3年度: 34人

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	21,501	21,501	0	21,501				
トータルコスト	25,400千円（前年度 25,444千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	委託契約事務、国庫補助金事務、連絡調整							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。

2 主な事業内容

項目	事業内容
(1) 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族支援の実施 きこえない・きこえにくい子どもとその家族からの相談に対応し、コミュニケーション手段や医療、療育の選択肢を提供し、必要に応じて専門的な支援機関へつなぐ。 ○情報の収集・活用・発信 きこえない・きこえにくい子どもの状況把握及び把握した情報の適切な活用を行うことで、取りこぼしのない、安定的で、切れ目のない支援を目指す。また、人工内耳・補聴器・手話等のコミュニケーション手段の選択肢の提示、ライフステージごとの支援機関の紹介、公的補助制度、キャリア事例等をリーフレットやホームページにまとめ、発信する。 ○関係機関との連携・支援 保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関と切れ目なく連携し、乳児からの支援対応を強化する。また、巡回相談や研修案内等により事業所等への支援を行う。 ○協議会の設置 きこえに関する支援機関が連携し、県内の支援課題について共通認識を図り、円滑な連携体制を構築するため協議会を設置する。 （年2回程度、参加者：耳鼻科医、保健師、特別支援学校・療育機関関係者等）
(2) スタッフ	所長1名、相談員兼コーディネーター1名、支援員3名（内ろう者1名）、事務局員1名
(3) 設置場所	鳥取市桜谷
(4) 運営方法	委託：(公社)鳥取県聴覚障害者協会

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・きこえない・きこえにくい子どもの早期支援が図られるよう、相談支援体制及び関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を行う。
- ・「第2期障害児福祉計画に係る基本指針」（令和3年度～令和5年度）において、令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することが成果目標に位置付けられたことをふまえ、県内での難聴児支援における中核的機能を有する体制を確保するため、令和3年度に「きこえない・きこえにくい子どもの支援検討会」を設置し、本県における中核機能体制について協議を実施した。令和4年7月に、難聴児支援の中核的機能を有する「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』」を開設し、相談支援や情報提供の実施や、保健・医療・福祉・教育の連携を強化するため、各分野の関係者を集めた協議会を開催した。
- ・令和4年度相談実績（7月～11月）32件

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	77,577	83,303	△5,726	27,745			49,832	
トータルコスト	132,859千円（前年度 140,573千円）〔正職員：5.8人、会計年度任用職員：3.5人〕							
主な業務内容	がん対策関係会議開催業務、関係機関との調整業務							
工程表の政策内容	がん対策の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県におけるがんの75歳未満年齢調整死亡率は、年ごとに増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しているが、早急かつ効果的にがん死亡率を低減させる取組を強化することが課題となっていることから、総合的ながん対策（医療提供体制の整備、がん予防対策等）を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
【がん対策会議】		
がん対策推進県民会議等（国1/2）	医療、大学、がん患者など、各団体の代表者と、広い立場から本県のがん対策について協議していく。	866
【普及啓発・がん教育事業】		
出張がん予防教室等（国1/2ほか）	がんに関する正しい知識の普及啓発のため、学校及び企業等に対し講師派遣等を実施するとともに、関係機関との連絡調整等を行う。	2,397
【がん予防】		
がん検診、精密検査の受診率向上対策（国1/2ほか）	・市町村が胃がん対策として行うピロリ菌等検査の検査費用を助成する。 ・市町村が行う休日がん検診、大腸がん検診キットに係る費用を助成する。 ・検診機関が出張対応を行わない従業員数が30人未満の小規模事業所等を対象とした県営職域がん出張検診を実施する。	10,785
【医療提供体制の整備等（医療技術面）】		
がん診療連携拠点病院の機能強化等（国1/2ほか）	・がん診療連携拠点病院が実施する相談支援、普及啓発などの取組に対し補助するとともに、院内がん登録の実施に対する支援等を行う。 ・鳥大附属病院の放射線技師をがん診療連携拠点病院へ派遣するなど、医療技術の向上を支援する。	38,635
【医療提供体制の整備等（人材面）】		
放射線治療提供体制強化事業・医療従事者等育成事業（国1/2ほか）	・放射線治療の診療体制及び放射線治療専門医の育成体制を強化するため鳥大附属病院が放射線治療専門医を増員配置する経費を補助する。 ・がんゲノム医療をはじめ、がん専門医、がん専門医療従事者、放射線治療専門医、がん薬物療法専門医の新規資格取得等に係る経費を補助する。	13,252
【ライフステージに応じたがん対策事業】		
ライフステージに応じたがん対策事業等（国1/2）	・がんの親を持つ子どもに対する相談支援体制の充実を図るため、医療従事者対象の研修会を開催する。 ・がん治療等に伴って生じる不妊に備え、患者の卵子や精子を凍結保存する検体を用いて実施する温存後生殖補助医療費用に対し支援する。	4,123
【安心して暮らせる社会づくり（患者支援）事業】		
医療費等支援事業（単県）	高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けた場合の金融機関からの借り入れ利子や医療用ウィッグ・補正下着等の購入費用を助成する。	4,824
【相談支援・情報提供（患者団体支援事業）】		
患者等支援事業（国1/2ほか）	看護協会が運営するがんカフェ等への助成、相談支援の研修会を開催する。	600
【がん罹患率・死亡率の高い要因分析】		
がん罹患率等の高い要因分析等（単県）	本県のがん罹患、死亡率が高い要因について、検診情報・がん登録情報など関連データの解析等を実施する。	2,095

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・第3次がん対策推進計画（平成30年度～令和5年度）に基づき、75歳未満年齢調整死亡率を令和5年度末に人口10万人あたり70.0未満を目標とする（平成29年度：86.0→令和3年度：68.1）。
- ・専門的ながん医療の提供や質の向上を図ることを主な狙いとして、がん医療に係る専門医資格取得やがん専門医療従事者の育成に助成を行うほか、国立がん研究センターと連携してがん診療連携拠点病院の標準治療実施の検証に取り組むなど、総合的ながん対策を展開している。
- ・がんによる死亡率を減少させるためには、医療の質の向上に加えて、がん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見を推進することが必要であるが、受診率は伸び悩んでおり、特に働き盛り世代へのがん対策を推進するため、職域をターゲットとした受診率の向上に取り組む。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7202）

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひきこもり対策推進事業	34,417	32,391	2,026	18,796			15,621	
トータルコスト	49,231千円（前年度 48,163千円）〔正職員：1.9人〕							
主な業務内容	とっとりひきこもり生活支援センター委託実施、家族教室等の実施等							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

8050問題などのひきこもり問題の解決に加えて、コロナ禍であっても、ひきこもりの方やひきこもりに陥るおそれのある方が支援を求める声を上げやすい環境づくりとして、SNS（LINE）を活用した相談事業を加えた幅広い相談方法で支援を行っている。また、家族会等を含めた家族への支援、市町村が進める相談・支援の向上に対するバックアップ機能を一体的に推進し、ひきこもりからの早期の脱却、早期支援ができる体制の充実・強化を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額				
とっとりひきこもり生活支援センターの運営（国1/2他）	ひきこもり者に対する生活・就労支援を中心とした相談事業や社会参加促進事業（職場体験）等の実施（NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">相談事業（国1/2）</th> <th style="width: 50%;">体験事業（国3/4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（7名） （東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 ・（新規）職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置 </td> </tr> </tbody> </table>	相談事業（国1/2）	体験事業（国3/4）	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（7名） （東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 ・（新規）職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置 	33,978
相談事業（国1/2）	体験事業（国3/4）					
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（7名） （東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 ・（新規）職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置 					
ひきこもりサポーター養成研修（国1/2）	ひきこもりを正しく理解し、本人やその家族を支えるひきこもりサポーターを養成するための研修会を開催する。 （NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）					
ひきこもり問題を考えるフォーラム（単県）	県民のひきこもり問題の理解を深めるための、広く一般の方を対象としたフォーラムを開催する。 （NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）					
オンラインによるひきこもり家族教室の実施（国1/2）	オンラインで各家庭と各保健所やひきこもり生活支援センターを結び、コロナ禍であっても、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保する。	243				
家族教室・精神科医師の専門相談（単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・家族同士の話し合いや学習等を行う家族教室の実施。 ・精神科医師による随時相談の実施。 	196				
合 計		34,417				

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、本人の自立を促進し、本人及び家族の心の健康増進を図る。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターに相談支援・情報発信・職場体験等の事業を委託し、支援の充実を図る。また、ひきこもりサポーター養成講座、ひきこもり問題を考えるフォーラム等を開催し、ひきこもり問題への理解の促進を図るとともに、支援にあたる関係者の資質向上を図る。
- ・鳥取市保健所、各県民福祉局で家族教室を開催し、多角的にひきこもりに関する支援を実施している。
- ・令和4年度からSNS（LINE）を活用した相談事業を開始するとともに、専門の相談員を2名増員し相談体制の強化を図り、時代のニーズにあったひきこもり支援を展開している。令和5年度はさらに、職場体験事業終了者への支援も開始する。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターの相談の強化に合わせて、これまでのノウハウを活かした市町村への支援やひきこもり家族会を含めた家族への支援等も強化して展開する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう 自死対策推進事業	29,979	29,624	355	18,684			11,295	
トータルコスト	44,304千円（前年度 43,987千円）〔正職員：1.1人、会計年度任用職員：2.0人〕							
主な業務内容	相談支援業務、普及啓発業務、従事者研修、補助金事務等							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

自死を防ぐための相談体制の整備、人材養成等により、県内の自死に対する支援及び体制の充実を図り、自死の防止及び自死遺族に対する対策を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
若年層・中高年層対策 (国 1/2、国 2/3)	・とっとり SNS 相談（週3～4日） ・若年層向け自死予防啓発、自死対策研修会 ・中高年層における自死対策研修会	13,260
自死対策の総合的推進 (国 10/10)	・鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付	3,000
自死遺族へのケア (国 1/2)	・自死遺族の集いの開催（鳥取市、米子市） ・自死遺族自助グループへの支援（補助率：4/5、一部 10/10）	1,161
相談窓口の整備 (国 1/2)	・鳥取いのちの電話支援事業（補助率：定額） ・相談窓口担当者連絡会の開催	8,885
特色ある自死予防対策の 推進(国 1/2)	・「眠れてますか？」睡眠キャンペーンの実施 ・自死対策人形劇派遣事業	626
精神医療体制の充実 (国 1/2)	・かかりつけ医と精神科医との連携会議、精神医療関係者等研修（県医師会委託） ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会委託）	1,800
自死予防県民運動の推進 (国 1/2)	・「鳥取県心といのちを守る県民運動」の運営	350
（新規）職域における自 死予防啓発（国 1/2）	・事業所等での働き盛り世代へのストレスチェック	690
事務経費(国 1/2)		207
合 計		29,979

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取県の実現を目指す。
- ・平成30年4月に策定した自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」の見直しを行い「眠れてますか？」睡眠キャンペーンを軸とした積極的な普及啓発活動や関係機関と連携した相談事業体制の充実を図る。
- ・若年層の相談体制の構築及び新型コロナウイルス感染症の影響により心身に不調が生じる県民の心のケアを目的として、「とっとり SNS 相談事業」を、令和5年度も引き続き相談日を拡充した体制で実施する。
- ・中高年層の自死者数の増加を受け、職域における自死予防啓発事業を実施する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課（内線：7173）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	488,006	545,714	△57,708			(財産収入) 48 (基金繰入金) 478,958 (雑入) 9,000		

トータルコスト 511,397千円（前年度571,738千円）〔正職員：3.0人〕

従事する職員数 補助金交付事務、関係機関調整等

工程表の政策内容 医療提供体制の確保・充実、医療従事者の確保

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備〔各地区医師会〕 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援〔鳥大病院〕など	128,607
医療従事者の確保に関する事業	○病院内保育所の運営〔病院内保育所運営病院〕 ○医療クラークの配置〔病院等〕 ○地域医療を担う医師のキャリア支援等を行う鳥取県地域医療支援センターの運営〔鳥大病院へ委託〕など	297,602
医師の働き方改革に関する事業	○病院が行う医師の時間外勤務縮減のための設備整備、人件費等〔病院〕	60,249
預金利息、返還金の基金への積立て		1,548
合計		488,006

【令和5年度の主な拡充事業（細事業）】 ※（ ）は、前年度からの増減額

○訪問看護支援センター事業：17,789千円（+4,759千円）

在宅医療の需要の増加が見込まれる中、人材育成機能、経営支援機能、普及活動機能を備えた鳥取県訪問看護支援センターを設置（H29.4.1）し、運営を公益社団法人鳥取県看護協会に委託することで、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化を図る。

<拡充内容>

訪問看護支援センターの人員体制を強化（2名→3名）し、初任者訪問看護師の現任教育や経営相談等を積極的に支援（アウトリーチ型支援）する。

○看護師の特定行為研修受講補助事業：7,650千円（+2,650千円）

看護師の特定行為研修（※）の受講に要する費用（旅費、受講料、実習費等）に対して支援を行う。

<拡充内容>

在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくことが求められているが、施設の規模等から特定行為研修を受講することが困難な訪問看護ステーションにおける受講促進が課題となっていることから、新たに特定行為研修への派遣者の代替職員を採用した場合の人件費に対する支援を行う（補助対象経費に追加）。

※看護師の特定行為研修

在宅医療等を支える看護師の計画的養成を目的に、平成27年10月に、特定行為（診療補助）に係る看護師の研修制度が開始された。研修期間は、概ね5ヶ月から2年間（区分別科目による）。

⇒当該研修を修了した看護師は、受講した特定行為について、医師の手順書に基づき（医師への病状報告に基づく医師からの指示を待たず）、タイムリーなケアの実施が可能になる。

（特定行為の例）経口用気管チューブ等の位置の調整、胃ろうカテーテル等の交換 等

3 事業目標・取組状況・改善点

- 平成26年度の基金創設以来、基金の取組の柱である「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進するための事業に取り組み、回復リハ病床・地域包括ケア病床の充実や在宅医療連携拠点の整備、訪問看護師の養成・確保等に取り組んでいる。また、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、構想に掲げる「必要な医療を必要な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」に向けた取組を進めている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費
4項 医薬費
2目 医務費

医療政策課(内線:7172)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救急医療対策事業	4,928	3,691	1,237				4,928	
トータルコスト	5,708千円(前年度 4,480千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医師等が救急車両に同乗し、救急現場に出動するドクターカーを活用すると、傷病者に対し早期医療介入を行うことが可能となり、救命率の向上と傷病者の予後の改善を図ることが可能となる。</p> <p>より良い救急医療体制整備にはドクターカーの運用の必要性が高く、安定した重層的な救急医療体制の確保を図るため、平成25年5月から運用を開始した鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行に対し支援を行う。</p> <p>また、(公社)鳥取県医師会が行う研修に対して補助することで、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) (拡充) ドクターカー運行事業補助金(4,226千円) ドクターカーの人件費等運営費(運転手経費、燃料費等)について補助する。 ・実施主体:鳥取大学医学部附属病院(救命救急センター) ・補助率:10/10 ・運行時間:年末年始(12/29~1/3)を除く毎日9時~17時(要請可能時間は9時~16時) ※現行の運行日は平日と祝日のみとなっているが、令和5年度より、年末年始を除く土日を追加するもの。(これにより年間360日運行となる。)</p> <p>(2) 高度救命処置研修開催事業補助金(700千円) 救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修(ACLS)及び外傷現場活動指針に関する研修(JPTEC)に対して支援を行う。 ・実施主体:(公社)鳥取県医師会 ・補助率:10/10</p> <p>(3) 山陰救急医学会年会費(2千円) 救急医学の進歩向上を図り、救急医学の普及と発展に貢献している山陰救急医学会の年会費を支出する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・ドクターカーの活用により、傷病者に対し早期医療介入を行い、救命率の向上と傷病者の予後の改善を図る。また、(公社)鳥取県医師会が行う研修に対して補助することで、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。</p> <p>・救急医療の現場において、ドクターヘリと役割分担をしながら運行されており、医療早期介入に貢献している。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費
4項 医薬費
2目 医務費

医療政策課 (内線：7195)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保奨学金等貸付事業	(債務負担行為) 360,000		(債務負担行為) 360,000			(債務負担行為) 18,000 (基金繰入金) 3,600	(債務負担行為) 342,000	
	275,280	255,540	19,740				271,680	
トータルコスト	286,976千円 (前年度 267,369千円) [正職員：1.5人]							
主な業務内容	医師確保奨学金等の貸付に係る事務							
工程表の政策内容	医療従事者の確保							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

地域医療を担う医師を確保するため、鳥取大学医学部をはじめ県内外の医学生に対して奨学金の貸付を行う。
(県内医療機関で一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除する。)
なお、鳥取大学医学部臨時定員の1名増に伴い、特別養成枠の新規貸付枠を拡充(5名→6名)するとともに、自治医科大学に優秀な医学生を安定的に確保する観点から、一般貸付枠の対象に自治医科大学医学生を追加(3名)する。

2 主な事業内容

以下の大学の医学部医学科入学者・在学者に対して、奨学金の貸付を行う。

医師養成確保奨学金(地域枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科(推薦入試)入学者
	貸付枠	新規：5人以内、継続：22人
	奨学金の額	月額120千円(年額1,440千円)
	免除条件	臨床研修(県内)修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務
医師養成確保奨学金(編入枠)	貸付対象者	令和5年度鳥取大学医学部医学科(学士編入)入学者
	貸付枠	新規：5人以内、継続：5人
	奨学金の額	月額120千円(年額1,440千円)
	免除条件	臨床研修(県内)修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務
(拡充)医師養成確保奨学金(一般貸付枠)	貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 鳥取大学：出身地・卒業高校の所在地を問わない、 其他大学：県内高校卒業者
	貸付枠	新規：8人以内(うち3人は自治医科大学医学部在学者)、継続：15人
	奨学金の額	月額100千円(年額1,200千円)
	免除条件	(自治医大以外)臨床研修(県内)修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間(最大9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間(最大6年)勤務 (自治医大)卒業後、県職員(医師)として知事が勤務を命じる県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間(最大6年)勤務
(拡充)緊急医師確保対策奨学金(特別養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科(推薦入試)入学者
	貸付枠	新規：5人以内→6人以内(+1人)、継続：22人
	奨学金の額	月額150千円(年額1,800千円)
	免除条件	卒業後、県職員(医師)として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、9年勤務
臨時特別医師確保対策奨学金(臨時養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科(一般入試)、岡山大学医学部医学科(推薦入試)
	貸付枠	新規：15人以内(鳥取大学14人以内、岡山大学1人以内)、継続：65人
	奨学金の額	月額150千円(年額1,800千円)
	免除条件	(新規貸付分) 臨床研修(県内)開始後、12年以内に、知事の指定する県内医療機関に9年勤務、かつ、当該9年のうち知事が指定した区域で4年(臨床研修期間除く)勤務 (既貸付分) 臨床研修(県内)修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務

・債務負担行為 医師確保奨学金等貸付事業 360,000千円(令和6年度～令和11年度)

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・長期的な視点に立ち、県の医療体制の維持、向上に支障を及ぼさないよう、医師の確保を図る。
- ・鳥取大学医学部医学科学士編入学生を対象とした貸付枠を令和3年度から創設し、若手医師の更なる確保を図っている。
- ・令和4年4月現在奨学金受給者のうち117名が義務年限内の医師として県内勤務、県内医師数は増加傾向。

<年度別貸付者数> (単位：人)

奨学金	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
地域枠	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	5	4	3	4	5	5	5	5	83
一般貸付枠		23	5	12	9	6	5	5	7	9	4	3	3	1	5	7	4	8	116
編入枠																	5	5	10
特別養成枠				5	5	5	5	5	5	5	3	5	3	5	5	5	4	6	71
臨時養成枠					8	11	10	9	12	15	14	12	12	9	15	15	14	15	171
合計	5	28	10	22	27	27	23	24	29	33	28	22	23	17	30	32	32	39	451

※ 令和4年度までは貸付実績、令和5年度は貸付枠

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7228)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)航空搬送拠点 臨時医療施設(SCU) 医療機器更新事業	24,139	0	24,139				24,139	
トータルコスト	24,919千円(前年度0千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>航空搬送拠点臨時医療施設(SCU※)で使用する資機材については平成25年に整備したところである。このうち医療機器については、各圏域のDMA T指定医療機関4病院(県立中央病院、鳥取赤十字病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院)で保管・管理されているが、耐用年数を経過し老朽化していることから、更新するための費用を支援する。</p> <p>※ SCU (航空搬送拠点臨時医療施設)</p> <p>被災地から患者が搬送され、航空機を使用した広域搬送を含め、県内外の受入可能な医療施設へ搬送調整するための拠点として、臨時的に開設されるもの。</p> <p>設置された SCUでは、派遣されたDMA T隊員等が搬送された患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施する。</p> <p>(県内の SCU候補地)</p> <p>東部:鳥取空港、県立布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク)</p> <p>中部:倉吉市菅陸上競技場、東郷湖羽合臨海公園南谷広場</p> <p>西部:美保飛行場(米子空港)、鳥取県消防学校</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>DMA T指定医療機関が整備する医療用機器の購入費用について支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 DMA T指定医療機関4病院 ・補除対象経費 SCUでの使用を想定した医療用機器 ※搬送用モニター、輸液ポンプ、搬送用人工呼吸器、携帯用吸引器、携帯型超音波診断装置の5品目 ・補助限度額 東部圏域(県立中央病院、鳥取赤十字病院)各7,500千円 中部圏域(県立厚生病院)15,000千円 西部圏域(鳥取大学医学部附属病院)15,000千円 ・所要額 24,139千円 (県立中央病院7,500千円、鳥取赤十字病院1,639千円、鳥取大学医学部附属病院15,000千円) ※各病院からの要望額と補助限度額を勘案して補助予定額を算出。 ・補助率 1/2(県1/2、各病院1/2) 								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各病院で普段から適切に保管・管理する医療用機器を、広域的な航空搬送を必要とする災害時に迅速に SCU候補地に持ち寄り使用するスキームを維持することによって、発災に備えた安全安心な医療提供体制の構築を図る。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7228)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業	20,941	18,803	2,138	20,841			100	
トータルコスト	24,060千円(前年度 21,957千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	国への交付金申請事務、研修会の開催、資器材の校正事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器の維持管理及び、医療従事者等に対する研修を実施し、原子力災害医療の体制整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 放射線測定機器の校正 10,241千円(国10/10) 県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等(ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等)の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院</p> <p>(2) 原子力災害医療研修の実施 2,000千円(国10/10) 原子力災害医療に関する知識と技能の向上を図るため、医療関係者等を対象とした研修を実施する。 ・対象:医師、看護師、放射線技師、消防士、自衛隊員、県・市町村職員等 ・内容:放射線測定器の取扱い、汚染傷病者の搬送・受入 等</p> <p>(3) 鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金 8,600千円(国10/10) 放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関に補助を行う。 ・実施主体:鳥取県済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率:10/10 ・補助対象経費:電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用</p> <p>(4) 事務費 100千円(単県)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器等を適切に管理し、また、医療従事者等に対する研修の実施により有事の対応に備える。 定期的に訓練を行うことにより、医療従事者等の災害対応の習熟度を高め、また、訓練や研修等を実施することにより原子力災害医療に対応できる者を増やす。 								

令和5年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

2 項 総務費

医療・保険課（内線：7165）

2 目 保健事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
（新）とっとりデータ・ヘルスアップ事業	60,891	0	60,891	59,591		(繰越金) 1,300		
トータルコスト	61,671千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	交付事務							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明 【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が保有する県内国保加入者の健診・医療・介護等のビッグデータ（以下「健康ビッグデータ」という。）を、国保連合会が設置・運営している健康・医療データ等共同分析会議（国保連合会、鳥取大学医学部・工学部、県等が参画）において分析し、国保加入者及び保険者（市町村）にアプリケーションを通じて国保加入者の現在の疾病リスクや将来予測等の情報を提供することで、予防行動・受診行動に繋げ、健康寿命の延伸を図る。

＜各年度の事業概要＞

令和4年度：保険者向けアプリケーションの開発

令和5年度：国保加入者向けアプリケーションの開発

令和6年度：AIを活用した将来の疾病発症リスク予測を導入

【健康・医療データ等共同分析会議の概要】

- 構 成 員：鳥取大学医学部・工学部、市町村、アプリケーション開発等関連会社、国保連合会（事務局）及び県
- 活動内容：国保連合会が保有する健診・医療・介護等のデータをもとに医療費分析、疾病傾向分析、市町村ごとの健康課題分析、将来の疾病リスクの分析を行っている。

2 主な事業内容

健康意識の啓発や予防対策の提案による行動変容を促すことを目的として、健康ビッグデータ及びその分析結果等を基に、国保加入者向けに経年的な健診結果や現在の疾病リスク等の表示を行うアプリケーションの開発経費を負担する。

(1) 国保加入者向けアプリケーションの開発

ア アプリケーションの概要

- ・健康ビッグデータ及びその分析結果等を基にした個々の健康に関するデータを経年的に表示
- ・各市町村の健康に関する情報提供（健診案内や健康イベントなど）

イ 今回開発しようとするアプリケーションの特徴

- ・経年的な健診結果や現在の疾病リスク等を国保加入者のスマホ等情報端末に表示することで、自身の健康状態等が経過を追って把握することができる。また、現在の疾病リスクが表示されることと併せて予防対策の提案を示すことで、被保険者自身の気づきのきっかけとなり、生活習慣の見直しや健診受診等といった予防行動へ繋げる。
- ・市町村の健診やイベントに関する情報を定期的に提供できる。
- ・令和4年度に開発中の保険者向けシステムと連携を図ることで、国保加入者の行動変容を促す。

(2) 保険者向けアプリケーションの運用

令和4年度に保険者が効果的かつ効率的な保健事業を行うための保険者用のアプリを開発するため、その運用経費を負担する。

(3) 今後の事業展開予定

令和6年度は、国保加入者向けにAIを活用した疾病の将来予測等を行うアプリを開発し、健康意識の啓発や予防対策の提案により行動変容を促し、健康寿命の延伸に繋げる。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・国保加入者へ経年的な健診結果の推移等情報の見える化と併せて、これまで蓄積した分析結果や健康づくりに関連する情報を直接届けることで、自身の健康状態を「知る・管理する・行動する・継続する」ことができ、アプリを通じて予防行動・健診受診の行動に繋がりと、健康寿命の延伸を図る。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費
 4項 医薬費
 4目 薬務費

医療・保険課（内線：7226、7203）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	6,447	6,064	383	6,447				
トータルコスト	8,786千円（前年度 8,430千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	原子力災害時に安定ヨウ素剤投与を実施できる体制の整備							
工程表の政策内容	安定ヨウ素剤の備蓄及び配布体制の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>原子力災害の発生時に備え、被ばく防護措置の一環として、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急配布体制の整備等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）の購入（更新等）（2,380千円）</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の事前配布（3,742千円）</p> <p style="padding-left: 20px;">配布にかかる事前説明会（米子市・境港市）の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">配布スタッフ・医師等の研修、配布資料作成</p> <p style="padding-left: 20px;">・対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤等の処分（275千円）</p> <p>(4) 原子力防災訓練（50千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・安定ヨウ素剤の緊急配布体制を整備するとともに、米子市・境港市での事前配布説明会や米子保健所での個別配布により、事前配布を推進する。</p>								